

袖ヶ浦市告示第173号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成29年9月29日

袖ヶ浦市長 出口 清

変更調書

新	旧		地番
大字	大字	字	
椎の森	久保田代宿 入会地	二ツ池台	9の1
		木ノ根坂台	11の1の1
	代宿	下上人塚	408
		上上人塚	440
		定使山台	459の1
		定使山	465
		八重門田	499の2 501 51 1の2 515
		駒作	525 550の1 55 1の3 555の1
		清水川台	557
		清水川	612の18
		木ノ根坂	739
		上二ツ塚	783の1 792の3
		下二ツ塚	811の3
	久保田	木ノ根坂	1, 582
		定使山	3, 651 3, 652 3, 657の1 3, 657 の2 3, 658の2 3, 660 3, 661

備考 上記の土地の表示は、平成29年7月13日現在の登記事項証明書によるものである。